

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第三章 国民の権利及び義務

#### 主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
		論点				
1	12条 13条 22条 29条	「公共の福祉」		・「公共の福祉」の内容をより具体的に憲法に規定すべき（例えば、「公益及び公の秩序」）。	・人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、法律の形式で行われるべき。	・現行のままでよい。
	26条 27条 30条	国民の義務		A1 国民の「義務」規定を増やすべき（国防の義務、環境保全の義務、投票の義務など）。 A2 国民の「責任（責務）」としての規定を設けるべき。	・法律で規定すれば足りる。	・現行のままでよい。
2	13条 21条 25条	いわゆる「新しい人権」		・新しい人権を憲法に明記すべき。	・13条等の解釈から導き出せるし、必要があれば立法措置で具体化すれば足りる。	・13条等の解釈から導き出せるので、特段の措置を要しない。
		環境権等		A1 環境権を憲法上明記すべき。 A2 国（あるいは国民）の環境保全の義務（責務）を憲法上明記すべき。	"	"
		知る権利・アクセス権		A1 知る権利・アクセス権を憲法上規定すべき。 A2 国政上の行為に関する国の説明の責務を規定すべき。	"	"
		プライバシー権		・プライバシー権を憲法上規定すべき。	"	"
		犯罪被害者の権利		・犯罪被害者の権利を憲法上規定すべき。	"	"
3	13条 23条	生命倫理		・生命倫理に関する事項を憲法に明記すべき。	・法律で規定すれば足りる。	
	20条	政教分離原則		A1 国家と宗教の厳格分離を図るため、政教分離原則違反の判断基準を憲法に規定すべき。 A2 ごく一般的な習俗的行事への参加には、公費の支出が認められるよう憲法を改正すべき。		・現行のままでよい。
	24条	家族・家庭や共同体の尊重		・家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべき。		・家族・家庭の尊重のような徳目的な事項は憲法に設けるべきではない。
	29条	知的財産権		・財産権一般の保護とは別に、知的財産権の保護を憲法上明記すべき。	・法律で規定すれば足りる。	
4	上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）					
	条文	条文の内容			主な論点	
	10条	国民たる要件			二重国籍の是非等	
	11条	基本的人権の享有			自然権としての人権の意義、外国人の人権等	
	14条	平等原則			アファーマティブ・アクション、差別禁止理由の追加、議員定数不均衡問題等	
	15条	公務員の選定罷免権、普通選挙、投票の秘密等			定住外国人への地方参政権付与等	
	16条	請願権			請願権の現代的意義、請願処理の運用の見直し等	
	17条	公務員の不法行為による損害の賠償			立法不作為と国家賠償等	
	18条	奴隷的拘束及び苦役の禁止			「奴隷的拘束」「苦役」の意義等	
	19条	思想及び良心の自由			公立学校での公式行事の際の国旗掲揚・敬礼、国歌斉唱との関係等	
	25条	生存権、国の社会的使命			「健康で文化的な最低限度の生活」の意義、社会保障制度の理念等	
	26条	教育を受ける権利、教育の義務			国等による教育環境の整備等	
	27条 28条	勤労の権利及び義務等、勤労者の団結権及び団体行動権			勤労権の法的性格、公務員の労働基本権に対する制約、制約の代償措置たる人事院勧告制度の意義等	
	31条 ～40条	刑事手続上の権利等			適正手続の意義、犯罪被害者の権利（上記参照）、死刑の存廃等	